

各位

平成 21 年 7 月 1 日

IR 広報室

内部統制報告書に関するお知らせ

記

6 月 29 日付けにて、当社の監査法人より、当社の第 36 期内部統制監査報告書において、「意見不表明」との意見を受領し、その旨、開示いたしました。

これは、既に開示した平成 21 年 3 月期の決算短信、または、6 月 26 日に開催いたしました第 36 期定時株主総会で御承認いただいた「財務諸表等」とは関係なく、当社における「内部統制の整備およびその評価」が平成 21 年 3 月 31 日までに完了しなかったとの判断に対し、監査法人が「完了していないのであればその内容についての意見表明は不可能である」と判断したものです。

なお、当社の第 36 期の「財務諸表等」については、監査法人から、「無限定適正意見」をいただいております。「無限定適正意見」とは、第 36 期における営業活動等について、一切の条件を付することなく、すべての点において適正に処理され、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）に表現されているとの意味です。

しかしながら、「ブルームバーグ社」の報道において、本件「意見不表明」が、あたかも当社の財務諸表等に対して、監査法人が意見を表明していないとの誤解を招く表現があり、当社としては、これに対して厳重に抗議を行い、その修正記事を掲載頂きました。

なお、当社も上場会社として、金融商品取引法に基づく、「内部統制監査」においても、監査法人からの適正意見をいただける体制及び運用状況を構築することは至上命題だと考えておりますので、既に必要な作業を開始いたしており、第 2 四半期末までに整備を実施することとしております。

以上